

2020年7月10日

お客さま 各位

極東証券株式会社

証券総合サービス 約款・規定集

第5章 国内外貨建債券取引規定 一部改定のご案内

2020年7月13日から国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）が実施されます。それに伴い、証券総合サービス 約款・規定集 第5章 国内外貨建債券取引規定を一部改定いたしますので、ご案内いたします。改定内容は下記新旧対照表をご参照下さい。

記

（下線部分変更）

新	旧
第2条（受渡期日） 受渡期日はお客さまが当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3 営業日目</u> とします。	第2条（受渡期日） 受渡期日はお客さまが当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4 営業日目</u> とします。

※ 本改正は、2020年7月13日から施行し、同日の約定分から適用します。

以上